



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

\*78 和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)

## 規 則

### 和歌山県規則第78号

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正す

る規則を次のように定める。

平成18年10月3日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1建築物の部1の項公共的施設の欄を次のように改める。

- 1 次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設
  - (1) 社会福祉施設その他これらに類する施設で次に掲げるもの(以下「身体障害者社会参加支援施設等」という。)
    - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設
    - イ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設
    - ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設
    - エ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設(授産施設を除く。)
    - オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
    - カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設
    - キ アからカまでに掲げる施設に類するもの
  - (2) 次に掲げる社会福祉施設
    - ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち(1)ウに掲げる施設以外の施設
    - イ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する授産施設及び同条第3項第11号に規定する隣保館等の施設
    - ウ 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設
    - エ 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子福祉施設
    - オ アからエまでに掲げる施設に類するもの

別表第2の第1の表の2の項(3)オ及び同表5の項(4)中「身体障害者更生援護施設等」を「身体障害者社会参加支援施設等」に改める。

別記第3号様式の施設整備項目表(建築物)の第1面、第2面及び第4面中「身体障害者更生援護施設等」を「身体障害者社会参加支援施設等」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。